

令和8年2月3日

各会計責任者様

広島県選挙管理委員会事務局

政治資金収支報告書及び政党交付金使途等報告書の提出期限の延長について（通知）

政治資金規正法等の適正な執行については、日ごろから御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、第51回衆議院議員総選挙が令和8年1月27日に公示され、令和8年2月8日に執行されることとなりました。

これに伴い、政治資金規正法及び政党助成法の規定に基づき、令和7年分の政治資金収支報告書及び政党交付金使途等報告書の提出期限が1か月延長されますので、下記のとおりお知らせします。

<延長後の提出期限について>

【政治資金収支報告書】

○国会議員関係政治団体以外の政治団体の提出期限

・令和8年3月31日（火）から令和8年4月30日（木）に延長

○国会議員関係政治団体の提出期限

・令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）に延長

【政党交付金使途等報告書】

○政党支部から本部への提出期限

・令和8年2月28日（土）から令和8年3月31日（火）に延長

○政党支部から都道府県選管への提出期限

・本部に提出した日の翌日から起算して7日以内（変更なし）

（参考）

○政党本部から総務省への提出期限

・令和8年3月31日（火）から令和8年4月30日（木）に延長

提出先・問合せ先  
広島県選挙管理委員会事務局  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
TEL 082-513-2605（ダイヤルイン）